

○電子契約の導入について

日進市では、受注者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、**令和8年10月1日より電子契約を導入します。**

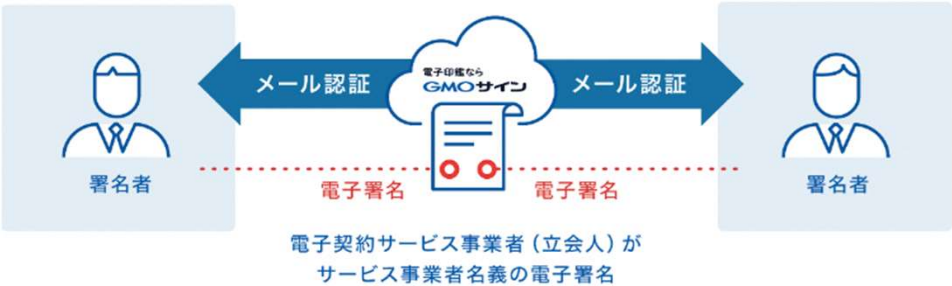
導入時は、**行政課契約案件（一定の金額を超える工事請負契約、業務委託契約、物品購入契約、賃貸借契約、労働者派遣契約）を対象とします。**

電子契約を希望される場合は、事後審査書類とともに「電子契約利用申出書」を提出してください。電子契約利用申出書は、日進市のホームページからダウンロードできます。

なお、電子契約導入後においても、受注者が電子契約を希望しない場合は、従来通り書面で契約締結を行います。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



**インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。
また、事業者側の費用負担はありません。**

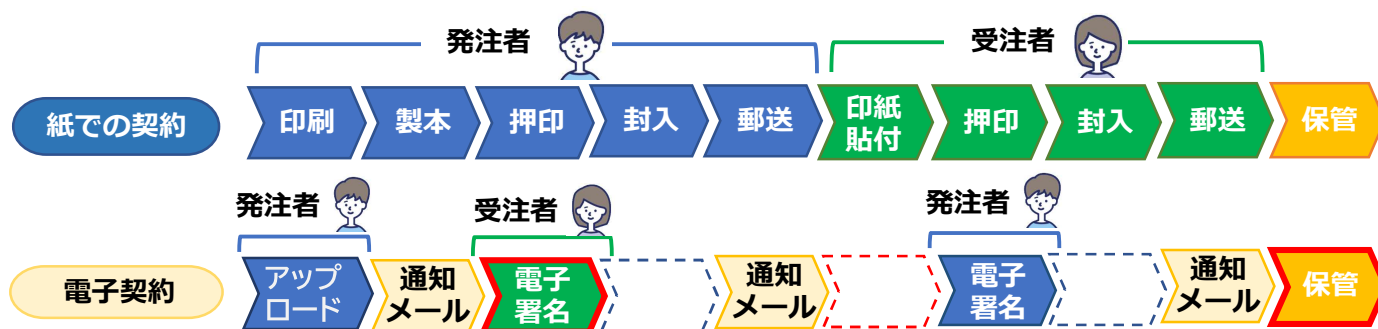
○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
 - ・押印のための出社が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・来庁せず、契約を締結することができるようになります。
 - ・印紙が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において、電子文書には**印紙税が課税されない**と明言されています。

○電子契約の流れ



操作手順



問い合わせ先

【電子契約システムの操作、不具合等に関すること】

電子印鑑 GMO サイン運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444 (ヘルプデスク) 受付時間 10:00-18:00 (土日及び祝日除く)
- ・メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

【日進市の契約制度に関すること】

総務部行政課 (契約検査担当)

- ・電話番号 0561-73-3418 受付時間 9:00-17:00 (土日及び祝日除く)
- ・メールアドレス gyousei@city.nisshin.lg.jp